

対象案件	北広島市学校跡施設利活用計画(案)について
意見募集期間	平成 24 年 1 月 1 日(日)から平成 24 年 1 月 31 日(火)まで
担当部署(問合せ先)	企画財政部政策調整課 電話 011-372-3311 内 771
意見提出件数	意見提出者数 2 人
	意見提出件数 7 件

提出のあった意見の概要	市の考え方 (案を修正したときは修正内容)
<p>◆学校跡施設利活用の基本的な考え方は、①複合的に活用、②地域コミュニティの場として活用、③民間活力および④既存校舎を活用するとあるが、広葉小学校にだけ上記の基本的な考え方を適用し、市が1億円以上の改修費を負担して、市が管理・運営を行うのに比べて、緑陽小学校については、民間事業者を公募・選定して市が改修費も出さず、丸投げをすることは緑陽小学校を学区としてきた地域住民に対する非常に大きな差別であり、団地の少子高齢化に伴う諸問題をさらに悪化・荒廃させるものとして受け入れ難い。地域住民には平等に、子育て・高齢者福祉、学習・スポーツ機能、文化振興および地域交流などを図るべきである。</p> <p>◆パブリックコメントの募集期間が、平成 24 年 1 月 31 日までとなっているが、1 月は各自治会・町内会などでの役員改選・総会時期である。昨年 12 月に説明会を行い、1 月末まででは住民への周知が徹底されず、年度末の 3 月末まで締め切りを延期すべきである。</p>	<p>◆学校跡施設市民検討会議からの報告書を参考に、両跡施設の機能のすみ分けや立地場所、改修における財政的な面、公共施設の配置等から両跡施設の利活用方法についてまとめたものであります。民間事業者の選定等については、公募提案審査委員会において行い、地域に貢献できる活用を行っていきたいと考えています。</p> <p>◆パブリックコメントにつきましては、1 月 1 日から 1 月 31 日まで実施いたしました。計画の内容等につきましては、地域への説明や広報等でお知らせすることとしています。</p>

◆北広島市学校跡施設市民検討会議の委員の多くが、今回の活用計画案に対して驚きを表している。15名の優秀な委員の方々が10回にもわたって真剣に検討した結果がこの様な計画案になることに異論はないのか。学校跡施設利活用計画を策定する前に、もう一度北広島市学校跡施設市民検討会議の委員の意見も聴取して公開してほしい。

◆市政は地域住民に対して平等・公平に行われるべきである。

◆緑陽小学校跡施設については、広葉小学校のような形での利用が望ましいが、施設の誘致を図る場合には、現在、体育館やグラウンドが市民サークルや少年団で使用されていることから、その活動に支障が出ないよう必須条件として付す機能にスポーツ機能を盛り込んでいただきたい。

◆静穏な住宅街という環境を損ねることのないよう配慮していただきたい。(例えば騒音・車の頻繁な出入りなど)

◆どちらかの跡施設に、市内のNPOや市民団体が情報を発信したり交換できる拠点として市民活動センターを設置してもらいたい。

◆市民検討会議では、地域の代表の方々や各分野からの代表者などから出された意見を参考に学校跡施設の利活用に向けた報告書がまとめられました。この度の計画案は、提出された報告書の基本的な考え方に沿って活用方法をまとめたものであります。計画がまとまった際には各委員の皆様へ周知してまいりたいと考えています。

◆計画案に沿って、学校跡施設を地域の活性化やにぎわいの創出に向けて活用すべく、行政・地域・民間事業者の連携、協力により進めてまいります。

◆地域の環境を損なうことなく、かつ地域の活性化が図られるなど、地域のまちづくりへの貢献を条件に民間事業者による活用を図るとしてしています。提案の内容については参考とさせていただきます。

◆選定にあたっては、地域の環境を損なうことがないよう、十分配慮してまいります。

◆計画案では、地域のコミュニティの場としての「地域交流スペース」や多目的に活用できる貸スペースを整備することとしています。市民活動センター的な機能に

	<p>については、今後他市のセンターの利用状況やNPO等の要望等を確認し、NPO等が必要としている支援策について、公益活動センター設置も含めて検討してまいります。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------